

[別表第1]

設置クラス		内 容
幼児部	年 中	4月2日現在で満4才以上の者を対象に、日本語環境による幼児教育を行う。
	年 長	4月2日現在で満5才以上の者を対象に、幼児教育及び小学校就学準備の為の教育を行う。
小学部	1～6年	日本の小学校就学相当年齢の者を対象に、日本の指導要領に準拠して国語及び算数の教育を行う。
	社・理	5・6年在籍者で希望する者を対象に、2学年合同で、社会や理科への興味・関心を育て、社会的・理科的な資質を養う。
中学部	1～3年	日本の中学校就学相当年齢の者を対象に、日本の学習指導要領に準拠して国語及び数学の教育を行う。
	社・理	中学部在籍者で希望する者を対象に、3学年合同で、社会や理科への興味・関心を育て、社会的及び理科的な資質を養う。
高校部		日本の高等学校就学相当年齢の者を対象に、3学年合同で、現代文及び古典を中心とした教育を行う。
習熟度別授業		児童・生徒の習熟度に応じた内容及びペースで授業を行う。通常の国語・算数(数学)の授業に代えて受講する。

注1：学校施設・設備の現状等にかんがみ、1クラスは原則として20名まで(幼児部年中クラスは8名まで、幼児部年長クラスは12名まで)とする。

注2：児童・生徒が在籍する学年は、日本の幼稚園・学校と同様の基準によることとする。ただし、運営委員会が適当と認めるときは、児童・生徒を、これと異なる学年に在籍させることができる。

[別表第2] 学校納付金(表中の単位はすべてスイスフラン)

1. 入学金

第1子	第2子	第3子以降
400	300	無 料

注1：入学・転入学時に徴収する。

注2：本表の適用に当たっては、既に卒業等した兄弟はカウントしない。(入学・転入学時点での家庭毎の本校在籍人数による。)

2. 授業料

【義務教育クラス】

学年	小学部		中学部		
	1～6年	5・6年 社・理も選択	1科目選択	2科目選択	3科目選択
月当たり授業料	165	215	110	160	210

【特設クラス】

学年	幼児部		高校部
	年中	年長	
月当たり授業料	110	130	120

注1：授業料は4か月分ずつ年3回(4月、8月、12月)の前納とする。

注2：学年途中の転入学又は復学の場合は、転入学又は復学をした学期分の授業料について月単位で算出する。

注3：学年途中の転出の場合は、原則として授業料納付以前に届出のあった児童・生徒についてのみ、当該学期分の授業料について月単位で算出する。

注4：社・理は、2教科で1科目とする。